

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市常泉字見竹三六番一地从 先まで 加須市正能字寺前五七六番一地从 先まで	加須市常泉字見竹三六番一地从 先まで 加須市日出安字下四七八番三地从 先まで	加須市常泉字立野五三一番一地从 先まで 加須市正能字寺前五七六番一地从 先まで	加須市常泉字立野五三一番一地从 先まで 加須市日出安字下五八四番一地从 先まで	区 間
六・三〇〇 二七・六七	七・五〇〇 一八・二二	八・六九〇 一六・二二二	八・六九〇 一六・二二二	敷地の幅員 (メートル)
四七一〇・一三	二四六二・二八	二八一七・一二	一四七七・六〇	延 長 (メートル)
旧Bの区域から除外する部分は 県道加須鴻巣線として存置する。				備 考